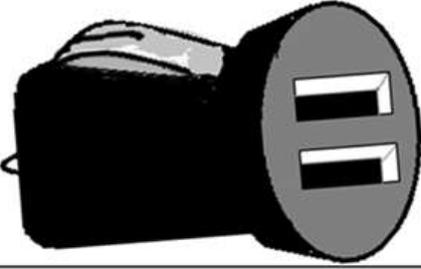


|  |  |
|--|--|
| 貨物   | カーチャージャー(車載用 USB 充電器)  |
| 概要   | <p>輸入貨物の原産地は A 国である。</p> <p>当該貨物には、A 国には存在しない日本の会社「日本〇〇AUTO」の社名、住所及び電話番号が記載されている。</p> <p>しかし、当該貨物の原産地は表示されておらず、どの国で製造されているか需要者(購入者)にとって、不明である。</p> <p>なお、当該貨物は国内のカー用品専門店にて、提示の状態で小売販売される予定である。</p> |
| 判定   | 原産地の誤認を生じさせる表示に該当する。   |
| 誤認表示に該当すると判断される理由  | <p>A 国が原産地である旨の表示はされていない。</p> <p>輸入貨物の原産地に所在しないと認められる日本国内の会社の名称等が表示されている。以下の表示例では、「日本〇〇AUTO」は「輸入販売元」であることが明確に表示されておらず、原産地の誤認を生じさせる表示に該当する。</p>   |
| <div data-bbox="485 1008 1094 1832" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  <p>カーチャージャー</p> <p>販売元：株式会社日本〇〇AUTO<br/>住所：東京都◇◇区●●●●●●●●<br/>電話番号：0857-xx-△△△△</p> </div> |  |
| 通達該当箇所   | 関税法基本通達 71-3-3(1)口(口)  |